

白岡市空家等対策協議会条例及び白岡市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、白岡市空家等対策協議会条例及び白岡市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第1条関係（白岡市空家等対策協議会条例の一部改正）

引用条文の改正に伴い、改正を行うものである。

(2) 第2条関係（白岡市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正）

ア 第2条第3号

管理不全空家等が法で定義付けられたため、法の規定を引用するものである。

イ 第2条第4号

引用条文の改正に伴い、改正を行うものである。

ウ 第3条及び第4条

空家等の所有者等及び市の責務が強化されたため、法の規定に合わせ、改正を行うものである。

エ 第6条

管理不全空家等の所有者等に対する指導について、法で定められたため、削除するものである。

3 施行期日

公布の日から施行する。